

海岸漂着物回収運搬処理業務仕様書

1. 業務名 海岸漂着物回収運搬処理業務（石田）
2. 業務期間 令和8年1月31日限り
3. 業務場所 壱岐市石田町（区域内の海岸とし、別紙位置図に示す場所を重点的に実施する）
4. 業務内容 発注者の指定した海岸から漂着ごみを回収・搬出し、島外へ運搬・処理を行う。
但し、自然由来の漂着物は対象外とし、発泡スチロールについては市が指定する場所への運搬までを業務範囲とする。

〔回収・搬出〕 海岸の漂着ごみを回収し、仮置き場まで移動させること。

※漂着物の状況によっては同一海岸を複数回実施する。

※必要に応じて船舶、クレーンを使用のこと。

〔運搬〕 集積した漂着ごみを仮置き場から産業廃棄物処理場まで搬送すること。

※発泡スチロールについては市が指定する場所までの搬送とする。

〔処理〕 漂着ごみを産業廃棄物処理場にて処分すること。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に運搬、処理すること。

5. 回収処理量

廃プラスチック類	80 m ³	（金属類、ガラス・ビン類等を含む）
発泡スチロール	40 m ³	
合計	120 m ³	

※実際の回収処理量が上記と異なる場合は、実績数量に応じて契約変更を行う。

※数量に変更が生じる場合は、事前に監督員と協議し指示を仰ぐこと。

※廃プラスチック類・発泡スチロールの分別が正しく行われていない場合は、受注者の責任において処理すること。

6. 運搬・処理について

受注者は、廃棄物処理の責務においても責任を負う意思をもって業務を実施すること。

廃プラスチック類は、受注者において産業廃棄物処分業の許可を有する事業者へ依頼して直接処理するものとし、処理量については manifests の数量と一致することを確認のこと。

発泡スチロールは、耐候性のフレキシブルコンテナ袋に入れて「旧石田町環境美化リサイクルセンター」へ搬入するものとし、運搬量については発注者の確認を受けること。

※処理委託先の事業者名は事前に発注者へ報告すること。

※運搬業務については再委託を禁止する。

7. 安全対策

業務の実施にあたっては「労働安全衛生法」その他関係法規を熟知のうえ、十分な対策を講じること。万が一、作業中に事故等発生した場合は、速やかに監督員へ連絡すること。

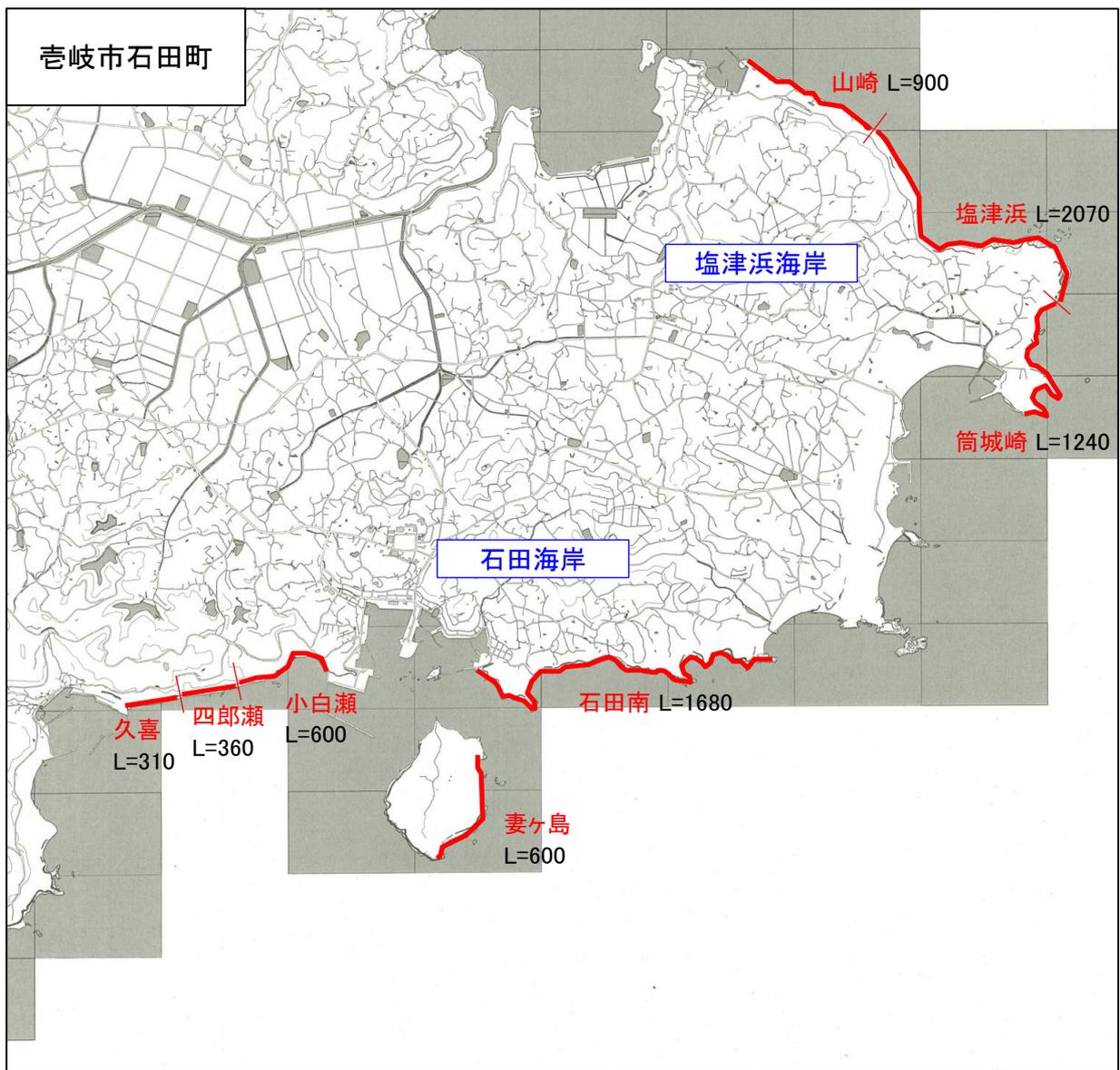
8. 報告書

業務完了時には「委託業務完了通知書（市指定様式）」と併せて、次の書類を提出すること。

- ①「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の総括表およびE票原本（処理委託先が中間処理業者の場合はD票でも可）
- ②作業報告書（様式は別途定める）
- ③写真帳および写真データ
 - ・作業前、作業中、作業後の状況（作業前後の写真は、同一視点から全景を撮影することとし、作業中の写真とともに一目で対比できるように整理すること）
 - ・回収物の搬出状況（船舶やクレーンの使用状況）
 - ・一時保管の状況（数量が分かるように撮影し、必要によりポール、テープ等を使用のこと）
 - ・運搬処理の状況（積込、搬入、処分）

9. その他 この仕様書に記載のない事項については、その都度、監督員と協議し業務を行うこと。

海岸漂着物回収運搬処理業務(石田) 回収場所位置図



海岸数 8 | 延長 7,760